

○桜井委員長 それでは、早速、日程1の陳情審査に入ります。初めに、新たに当委員会へ送付された陳情、送付7-26、番町での焚き火を環境と健康への配慮からやめさせていただく陳情です。（発言する者あり）あれっ。

ちょっと休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

陳情の送付ナンバーですけども、7-42が正しい番号です。訂正をさせていただきます。

陳情書の朗読は省略をいたします。

当陳情内容、趣旨については、前回の当委員会のところでも、たき火をやめてほしいという内容での報告事項もございまして、皆さんにも議論をしていただいたところです。今日は陳情という形で新たに出てきておりますので、また新たなご質疑があるようでしたら頂きたいと思いますが、まずはこの陳情書に沿った形で執行機関のほうから報告をしていただきたい。お願いします。

○神河環境政策課長 今回の陳情ですが、前回の番町たき火まつりについてのご報告を踏まえてのものでございます。前回の委員会では、番町たき火まつりのたき火につきましては、燃料としてのまきを利用し、焼いたものも、焼き芋、そしてマシュマロ等の食材であったため、同条の禁止行為である廃棄物等の焼却には該当しないということでございまして、当規定に違反するものではない、条例第126条の規定に違反するものではないということをご報告させていただきました。

イベント自体はこの規定に違反するものではありませんでしたけれども、近隣から煙による健康被害の訴えがあったこと、また今回も新たに陳情によるご意見も頂いておりますので、今後、同様のイベントが開催される場合には、事前にイベントの実施方法等について確認をさせていただき、禁止行為や迷惑行為が行われるようなことのないように、近隣主催者側にイベントの実施方法等の改善を求めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○桜井委員長 はい。ご説明も頂きました。

それでは、陳情審査に入りたいと思います。この件についての委員の皆様からご質疑がありましたら頂きたいと思いますが、前回のところでの質疑もありますので、ご配慮いただきたいと思います。

○岩田委員 ちょっと素朴な質問ですが、燃料としてのまきということで、廃棄物等には当たらないということなんんですけど、この燃料としてのまきを燃やして、煙や臭い、そういうものは一切出ないんでしょうか。

○神河環境政策課長 木を燃やしますので、やはり煙、それから臭いは出ると思います。

○岩田委員 そうですよね。東京都の環境関連の条例では、ダイオキシン等による人の健康及び生活環境への支障を防いだり対処するために、屋外焼却行為の原則の禁止とか、ディーゼル車の規制もやったり、あとは大気汚染の影響を受けるぜんそく児——子どもですね、呼吸器疾患患者の医療費の補助、そんなことをやっていました。ということは、煙が出たり臭いが出たりすると、そもそも都条例の趣旨というか、大気汚染防止、ゼロカー

ポンとか、そういうものに反するのではないかな。そういうような懸念があるんですが、そこはどうでしょうか。

○神河環境政策課長 以前の質疑の中でもございましたが、条例の目的に沿って条文が構成されているものと理解しております。そして、今回のイベントは、廃棄物等の焼却処理に該当しないということで、規定に違反することではないということは申し上げたところでございます。

前回申し上げはしなかったんですけれども、この条例の条文のただし書におきましては、例えば神事におけるどんど焼きであるとか、寺社でのお焚き上げとか、そういった伝統的な行事におけるものとか、あと学校や社会教育の一環としてなされるキャンプファイヤーや、たき火を囲んでの焼き芋を作る活動、それから都知事が認めるものとしましても、落ち葉処理のための一時的なたき火などは例示の上で認められております。たき火を一切禁止するような規定でないことは、こういった規則の規定なども踏まえまして、ご理解いただけますかと思います。

○岩田委員 このたき火は、神事でもなければ伝統行事でもないです。これはまだ6年、7年ぐらいの話ですよね、始まってから。伝統行事というにはあまりにも短い期間。神事でもない。そして一番大事なのは、実際に健康被害を訴えている方がいらっしゃるということなんですよね。にもかかわらず、ちょっとやり方を変えてみましょうと。やるのかという話なんですよ、健康被害が出ているのに。やっぱり都心部で、まあそれは確かにふだんやらないことですから、子どもたちが喜ぶとは思いますよ。ただ、健康被害が出ている以上は住宅地でやるべきではないと思うんですが、そこはどのように考えているんでしょう。

○神河環境政策課長 今回のイベントにつきましては、これまでご説明のとおり、こちら126条に違反するものではないということは繰り返し申し上げているところでございます。そして、ただ、先ほど委員のほうからもご指摘がありましたが、今回、健康被害を訴えた方がいらっしゃる。このことは区としても重く受け止めております。これに対しては、もう過去に行ってしまったものは、それを踏まえて改善を求めていくというような形のことが今後取り得る対応なのかなというふうに考えておりますので、そのところは直接区のほうに頂いたご意見、そして今回頂いた、こういった陳情書によるご意見も踏まえた上で、そのこともイベント主催者には伝えて、改善を行っていきたいということでございます。

○桜井委員長 今のところというのは、前回の報告事項の中での、岩田委員、違反しているんじゃないのという、たき火はできないんじゃないのということを盛んに言われていたけども、それに対する答弁という形で、それで終わっているんですよ。だから、都条例の126条については、私もプリントを見させてもらいましたけども、この126条には違反するものではないという区の見解があって、それで、そうはいっても健康については、これはもう区民の健康は、それはどうでもいいと、軽んじているものじゃないと。だから、その件については今後も、区の立場としてはしっかりとそこの業者に申入れをするとか、そういうことをしていくなくちゃいけませんよねというところで終わっているんです。ね、終わっているんです。それを踏まえた形の中で、また126条がどうのこうのという話になると、さっき配慮してくださいねと僕は言ったけど、同じことの繰り返しになっちゃう

からさ、そこは配慮してもらって。

小林委員。

○小林委員 前回、議論、審議をさせていただいたんですけど、その審議の中、主催者に区役所としてどう伝えて、主催者はどういう反応があったかというのは、ここで確認しておかないといけない。

○桜井委員長 うん、そうだね。

○小林委員 じゃないと、今回また新たな陳情が出ているということは、対応してくれているのかどうか見えない。

○桜井委員長 新たな陳情じゃない、初めて陳情。

○小林委員 いや、だから、新たにたき火の陳情が出てきたわけでしょ。

○桜井委員長 そうですね。

○小林委員 たき火の議論をして、終わったのに、それを受けたかどうか分からんんだけど、出てきちゃったんだから、主催者がどういうような受け止めをして、どう動こうとしているのかというのが、役所としては確認しておかなくちゃいけない話なんで、そこだけはちょっと整理しておかなくちゃいけない。ご回答いただきたい。

○神河環境政策課長 今回の陳情のご意見につきましては、まだお伝えしておりませんけれども……

○小林委員 今回のこととは聞いていません。

○神河環境政策課長 はい。前回ご報告しましたとおり、近隣から被害が出たということについては、そのとおりにお伝えをし、今後、今回このようなことが起こっておりますので、今後行われるものについては改善をしていかなければいけないと。具体的な内容については今後協議をさせていただきますというような形のことをお伝えし、そのご了解は得られているかと思います。

○小林委員 先方の主催者には、今回議論をしたことは伝えた。それで、今後協議したいというのは、区役所が協議する。区役所とか消防が。

これね、これ、基本的な話で言うと、条例違反をしたらやっちゃいけないんですよ、そもそもが。条例違反していないからやれているんで、だけど、していないから何でもやっていいというものでもない。そこに自治体がいて、住民の身近な自治体が。これ、条例というのは全部一律でやるんだから、法律と同じで。だけど自治体というのはそれぞれ差があるでしょ、いろいろ。住宅だけが密集しているところとか、特に秋葉原なんかは住宅が少ないですからね。もうやりたいですよ、たき火なんかね。それはまた別の議論だけど、そのやっぱり差が、濃淡がある中での条例をどうやって施行していくかというのは、自治体が考えていかなくちゃいけない中で、違反しなかったらやっていいよという話ではないんです。そうです、それを声高に、これは違反していませんからやっていいんですけど、そういうところから言うとまたそれが議論になっちゃうから、そうじゃなくて、やっぱりそういうのを受け止めながら、どういうふうに今後進めていくかというところを整理するのが議会もあるし、委員会もあるし、そこは役所との兼ね合いなんですよ。そこはお分かりになっておられるでしょうか。

○神河環境政策課長 ご指摘はごもっともだと思います。ですが、その辺りにつきましては、私のほうもご説明をさせていただき、次回のイベントを実施する際には改善をという

ところのご協力についてはご理解が頂けているものと考えております。

○小林委員 当然だけど、条例があり、規則があり、それは犯しちゃいけないわけですよ。だけれども、両方にいいことで落とさないと駄目なんですよね。やりたい方はやりたいという人はいるし、やってほしくないという人がいるわけなんで、まさにこれはやらないでくれという陳情なんで、その整理ができないと、これ、話が終わらないんですよ。やめてくれ、やってくれと。そういうイベントにしちゃいけないんですよ、こういうのというのは。やっぱりご理解を頂いて、やるにもご理解を頂く。やるなというようにご理解は、やる人はできないんですよ。当然ですよね、やりたいと出している。そこをどう埋めるかというのは役所の仕事なんで、そこは調整をしていかなくちゃいけないんで。

そこ、要するに健康被害がある人が現状出てきたと。役所としてもそれを、その一つだけなのかどうかも含めて、どうなのかというのを確認する必要があるし、それも、主催者もそれは確認する必要がある。それで折り合いがつかかという話だと思うんですね。そこで折り合いについて、要するにまちの中の融和を保っていくというのが、これをやったせいでまちで分断が起きちゃ、意味がないんですね。楽しくみんなで仲よくやろうよというイベントなんで。仲よくやろうといったのが、仲よくやらないような分断をつくってしまったら、これ、本来のこのイベントの意味もなくなっちゃうんで、その辺はやっぱりこういうのが出てきた以上は中の調整役を役所としてやらざるを得ないんで、その辺のことの整理をしないと、これから、条例がどうだという話じゃないです、もうここまで来たら。条例はオーケーなんです。駄目ならやっちゃいけないんだから。その辺をご理解いただいて調整に入っていただきたいといけないと思うんですけど、いかがですか。

○神河環境政策課長 大変重要なご指摘だと考えております。おっしゃるとおり、私どもはそういった調整を図るべく、具体的な案が示されたときには、それに対して、もう少しこうしたらと。私どもだけではそれは至らないこともあるかと思いますので、消防署とかそういったところにもご助言などを頂きながら、今回のような健康被害が起こったというような形の訴えを頂かないように調整してまいりたいと思います。

○小林委員 要は、今ご発言いただいたけど、消防は必ずですよ。健康といったら、保健所というか、そちらも必ずです。そういう判断するところを持っていないんで、多分、ゼロカーボン推進課では。ゼロカーボン推進課ではお持ちになっていないんで、その辺はしっかりと判断できる材料を持ちながら対処していかないといけないと思いますので、警察も含めて、消防、当然。で、福祉、福祉というか健康関係の部署を含めて、総合的にその総合調整者になるというのがゼロカーボン課なんですでの、その総合調整者となるべくして今後進めていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○神河環境政策課長 ご指摘をありがとうございます。そのような調整機能を果たして、もしこのようなイベントが同様に開催されるときには、今回のような健康被害の訴えがないようにできるように努めてまいります。

○桜井委員長 岩田委員。

○岩田委員 先ほど小林委員もおっしゃっていましたけども、違反するものではないと。違反していないからやっていいのか。何でもやっていいわけじゃないというのはもちろんのことです。それを、健康被害が出ているというのを、「重く受け止め」と。重く受け止めているのにやるのかというのは、やっぱり住民としてはそれはどうなのというようなふ

うに思うんですよね。

で、過去のものは過去のもので改善していくと言うんですけど、でも、改善しても臭いも出るし煙も出るわけなんですね。先ほど126条に違反していない。それは確かにしているのかもしれませんけども、126条の精神には反しているんじゃないですかね。だってこれ、126条ってそもそも都民の健康と安全を確保すると言っているのに、健康被害が出ているんですよ。そしたらやっぱりその根本にある精神には反しているんじゃないかな。そこをちょっと考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんですね。

あと、消防署に関しては、あくまであれは裸火警戒ですから、健康被害云々は関係ない。でも、消防署の許可は得ましたと、それを声高に言われても困っちゃうので、そういうのも考えて、それでもやるのかというの……

○桜井委員長 何か言っていた……

○岩田委員 ちゃんと地元の方たちの意見を聞くというのは、やつたらいいねを聞くんじゃないくて、健康被害がどれくらい出ましたか、どうなんですかというのもちゃんと聞いてくださいよという話なんですよ。

○神河環境政策課長 この126条の精神につきましては、先ほど申し上げたとおり、全てのたき火行為を禁止する趣旨ではないと私は理解しております。一定の伝統行事であるとか社会教育とかこういったもの、または軽微なものについては認められると。ただ、その前に、今回のイベントは条例の規定違反にはならない行為だったと考えております。

それで、今後につきましては、先ほど申し上げたとおりですが、専門家とかの方のご意見なども踏まえながら、今後そういうことが発生しないようにしていくというような形、そこでイベント主催者の方にも協力を呼びかけて、イベント主催者の方々も、特にこういったご意見に対して否定的だったわけではなくて、むしろ、どこでこういったことが起きたのかということが分かれば、もっと対応しやすいですというような形のご意見を頂いています。ですので、そういうことも区のほうでも把握できるものは把握しながら、また一緒に協議ができたらなというふうに考えているところでございます。

○桜井委員長 岩田委員。

○岩田委員 もう126条の話は、別に違反しているなんて全然言っていないですよ。言っていないんですけども、何かちょくちょく伝統行事と言うんですけど、伝統行事じゃないですからね、これは。

で、結局、健康被害が出ているにもかかわらずと言っているじゃないですか。だから全ての、何、何だ、たき火を禁止しているわけじゃないと言いますけど、でも実際に、健康を守るために東京都条例なのに、健康被害が出ている。でもまだやるのかという話。そこが一番大事なところなんですよ。

○桜井委員長 岩田委員ね……

○岩田委員 でもそれを、協議して協議してと言うんですけども、それを協議しても、まだやるのという話ですよ。やっぱりこれは住宅地ですから。ちょっと言い方は多少失礼かもしれないんですけども、地方から出てきて千代田区に来ている人は、あ、こんなのを都心でもやっているんだ、いいね、かもしれないんですけども、ずっと千代田区に住んでいる人にしてみたら、ずっと住み続ける。これが今後ずっと続けられたら、これは非常に迷惑な話なんですよ。地方から来て、帰る田舎がある人はいいんですけども、帰れないんですから。

ずっと続くとなったら、やっぱりこれは迷惑です。ちょっと考えていただきたい。

○桜井委員長 はい。今のこの岩田委員の発言については、先ほどから何回か、前回のときも含めて答弁はしていただいている。決してこの健康被害について軽んじるというような答弁というのは、一切、執行機関からはありません。そういう中で、126条の説明をし、区民の今回のこの健康被害についても、今後行われるんであれば、先ほど小林委員が総合調整役という、とてもピントが合った、そういう話になるのかなと僕も思いましたけど、そういう中で、区民の健康についてはしっかりとこれからも大切にしていくという答弁もありましたので、そのところは、今、執行機関のほうに答弁をもう一回求めましたけども、何回かもう答えは出ている、答弁はされているというふうに思います。

いかがでしょう、皆さん。前回のところでもこれをやっている話なので、ただ、やめてほしいという、そういう陳情ですよね。であると、これから注意してねということ以外にも、やはりこのたき火をやめてほしいんだということについての陳情で、岩田委員からもそういう発言がありますので、どうしましょう。皆さん、よろしければ質疑についてはこれで打切りをして終わって、それでこの陳情の取扱いを諮りたいと思うんですけど、よろしいですか。

○岩田委員 ちょっとまだ、すみません。最後に一つ。

○桜井委員長 最後に一つね。じゃあ、最後に一つ。岩田委員。

○岩田委員 健康被害が出ないようにということなんですが、出た場合の千代田区の対処の仕方を教えてください。保険にも、これって入っていなかったんですよね、これをやつたときって。じゃあ、今後どうするんでしょうか。

○神河環境政策課長 保険に入っているかどうかにつきましては、私のほうで答弁しておりませんでしたので、ここでご報告いたしますと、参加者のためのイベント保険には入っているということで伺っています。

○岩田委員 それじゃない。健康被害の方の。

○神河環境政策課長 そちらについてはお話をありませんでしたので、明確には分かりませんけれども、イベント保険には入っているということで伺っております。

○岩田委員 ちょっと待ってください。すみません。

○桜井委員長 岩田委員、まとめてね。

○岩田委員 その保険で健康被害を訴えた方の補償なんかもカバーされるんでしょうか。そして今後は、その保険は、そういう被害を訴えた方の補償をカバーできるような保険には入るんでしょうか。

○神河環境政策課長 保険に加入するかどうかは、やはりリスクに対して主催者がどのように考えるかというところで判断されるものかなというふうに考えております。ですので、今後行う協議については、仮にそういった健康被害が生じたときの保障、そういったことも今回言われているというような形のこと、ご指摘を受けているということはお伝えしながら、今後の対応を考えていくことになるのかなというふうに考えております。

○桜井委員長 はい。これは区にそれを今ここに求めるのはちょっとかわいそうだよね。主催者というのがいるわけですから、その主催者がどういうふうに考えるかということ、（発言する者あり）そのところは今答弁がありましたけども、それ以上のことはちょっと難しいということになるでしょ。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○桜井委員長 はい。それでは、質疑を終了します。

この陳情の扱いですけども、どうでしょう。皆さんのご意見を聞いていると、結論を出すということで諮りをしたほうがいいかなと思うんですけど、ご意見があつたら頂きますよ。

○小林委員 今、総合調整者としてやっていくということなんで、この陳情、それを、どういう調整をしているかお伺いしてから判断するほうがいいと思うんですね。

○桜井委員長 何、何。もう一度言って。

○小林委員 総合調整者としての役割をどのように果たしていくかというのを確認してからのがいいかなと思う。

それともう一つが、今言っている保険というのも、イベント保険というのはそもそも参加者に対して。参加してきた方が事故に遭われた場合とかいうのが普通なんですね。そんな補償なんていうのは入っていないです。また保険料も違ってきちゃうから。そういう保険にとか何をしろというのはこちらから言うことじゃなくて、主催者が判断することなんですね、どういう保険に入るかと。こういう保険に入りなさいと区役所から言うものじゃないんで、ちょっと話が。ましてや区がこの起きたことに対して補償することも全くないんで、というような整理もつけながら、要するにどういう整理か。これ、今、委員長が整理しようとしているのは、再掲するような話ですけど、僕はその辺は、一応今までの判断がどういうふうになったのかを、今回のあれも伝えて、どのようにやっぱり今後、道筋ができるかということでなれば、もっとすっきりするのかなと思うんで、私はこれは今回は、意見としては継続にしたほうがいいんじゃないかと思います。

○桜井委員長 はい。すみません、ちょっと整理ができなくて。まずここで、引き続き調査をすべきだという意見と、結論を出したほうがいいんじゃないかという二つの意見があります。それをまず最初に諮って、その上で次の段階に移りたいと思いますけど。

大坂委員。

○大坂委員 質疑をしていなかったんですけれども、私、個人的な考え方として、このイベント自体は区が主催じゃないですよね。地域の方々が自発的にイベントをやろうということから、様々なハードルを乗り越えて実施に至っているもの。そういうイベントというのは区に本当にたくさんあるわけですよ。

○桜井委員長 そう。

○大坂委員 それに対して、恐らく各イベントも様々な事情があって、反対される方もいるだろうし、応援している方もいるだろう。そうした中で、ちょっとした健康被害があったかもしれないですけれども、そういうクレームですとか陳情が上がってき、それにに対して、区がやめなさいというような判断をしてしまうということは、私はこれはやってはいけないことだと思っているんですね。ということを考えたときに、この陳情自体を審査に本来は値しないんじゃないかというふうに思っていました。（発言する者あり）それに対して、健康被害に対して、実際起きたことですから、それをしっかりと所管のところで整理してこれから先つなげていくということは当然大事なことですし、それに対しては委員会に対して報告をしてもらいたいことではあるんですけども、やっぱり今、千代田

区というのは、様々な公園ですとかというところで禁止事項が多い中で、そこから少し反対側の意見というか、できることを増やしていくこうというようなスタンスに立って、今、行政は動いていっていますので、イベントに関しても、なかなかハードルが高いものでも、どうやったらそれを実現できるんだろうかという視点に立って、恐らく区の皆さんというのは今仕事をされている中だと思いますので、そういった視点に立ってこれからもやっていただくということで、この陳情に関しては一旦お返しをするということが正しいやり方なのかなというふうには思っています。（発言する者あり）

○桜井委員長 うん。ただ、一旦お返しするにしても、陳情者は、やめてくださいということを言っているんだよね。（発言する者あり）やめてくださいということを。（発言する者あり）

ちょっと休憩します。ちょっと休憩。

午前10時58分休憩

午前11時03分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

委員の皆さんからご意見も頂きました。この陳情書の取扱いでございますけども、この陳情書については、引き続き調査を求める意見ということと、結論を出すべきだという意見がありました。意見が分かれましたので、その取扱いにつきましては多数決で決めたいと思います。

引き続き調査を求めるというご意見について、賛成の方の挙手を求めます。（発言する者あり）えっ。

○小林委員 もう一つ。先ほど議論の中で、あった。

○桜井委員長 えーと。ちょっと待って。今の諮りの前に言ってくださいよ、諮りの前に。（発言する者あり）ううん。（発言する者あり）うん。（発言する者あり）先に進めないんだよ。（発言する者あり）ちょっと、後で言って、後で。

もう一度、すみません、手を挙げてください。引き続き調査を求める意見について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○桜井委員長 賛成は、小林たかや委員と岩田かずひと委員です。賛成少数です。よって、本陳情は結論を出すべきと決定をいたしました。

で、結論を出すべきということになりましたので、この陳情について、採択するか、不採択するかについて、多数決で決めたいと思います。

本陳情についてお諮りします。採択の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○桜井委員長 いないの。いない。はい。（発言する者あり）えっ。岩田委員、採択ね、採択。はい。よって、本陳情は不採択することに決定しました。

この陳情については、今、不採択ということで決定をいたしましたけども、今回のこの陳情審査の中で、区民に対する健康についての注意を十分に払うことということについては、各委員の皆さんからご意見があったところでございますので、これから、これに限らず様々な催物というのはあると思いますけども、十分に注意をしていただくように主催者に申入れをしていただくということで、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上で、当陳情につきましては終了いたします。